

令和6年度 学校防災マニュアル

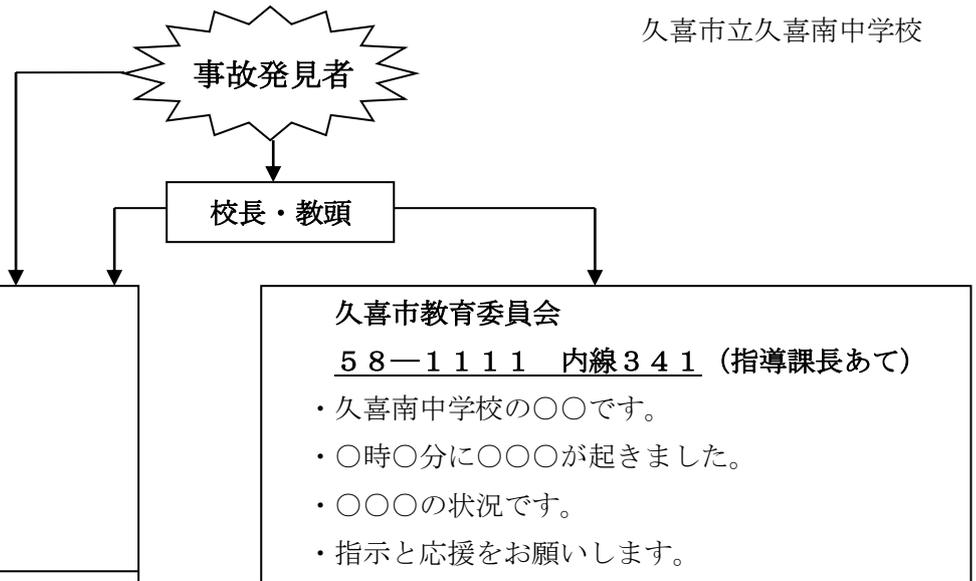
- 1 緊急時連絡マニュアル
- 2 個別対応マニュアル
 - ①不審者への対応
 - ②人身事故への対応
 - ③施設設備破損への対応
 - ④自然災害への対応
- 3 久喜南中学校校内連絡体制
- 4 大地震発生時の対応マニュアル
- 5 火災発生時の対応マニュアル
- 6 大雨・雷発生時の対応マニュアル
- 7 竜巻発生時の対応マニュアル
- 8 爆破予告発生時の対応マニュアル
- 9 不審者の対応マニュアル
- 10 洪水時の避難計画
- 11 食物アレルギーの対応について
- 12 インターネット上のトラブルや犯罪に関する対応マニュアル

久喜市立久喜南中学校

緊急時連絡マニュアル

久喜市立久喜南中学校

- *火災、不審者発見等の場合は、火災用非常ベルを使用する。
- *職員室に1人残し、全員が駆けつける。



<p>警察署 24-0110 消防署 21-0119</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こちらは久喜南中学校です。 ・〇〇〇が起きました。 ・〇〇〇の状況です。 ・至急来てください。
<p>生徒への連絡（緊急放送使用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡！緊急連絡！ ・〇〇〇が起きました。 ・〇〇〇の状況です。 ・至急〇〇〇しなさい。
<p>職員への連絡（緊急放送使用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡！緊急連絡！ ・〇〇〇が起きました。 ・〇〇〇の状況です。 ・至急〇〇〇してください。
<p>保護者への連絡（緊急連絡カード使用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・久喜南中学校の〇〇〇です。 ・〇〇〇が起きました。 ・〇〇〇の状況です。 ・ただいま〇〇〇しています。 ・至急〇〇〇してください。
<p>市内小中学校への連絡（学校間緊急連絡網）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・久喜南中学校の〇〇〇です。 ・緊急連絡網をお願いします。 ・〇〇〇が起きました。 ・〇〇〇の状況です。 ・ただいま〇〇〇をしています。 ・至急〇〇〇をしてください。

- 学校運営協議会員への連絡
- P T A役員への連絡
- 学校医、学校歯科医、学校薬剤師への連絡
- 区長等への連絡

<p>久喜市教育委員会 58-1111 内線341（指導課長あて）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・久喜南中学校の〇〇です。 ・〇時〇分に〇〇〇が起きました。 ・〇〇〇の状況です。 ・指示と応援をお願いします。

全職員による対応

- 校長
 - ・陣頭指揮、職員への指示
 - ・学校運営協議会委員への対応
- 教頭
 - ・外部（警察・報道機関等）への対応
- 教務
 - ・P T A、区長等への対応
- 学年主任、学級担任
 - ・生徒の安全確保
 - ・家庭訪問
- 養護教諭、保健主事
 - ・応急処置
 - ・医療機関等への連絡
- 生徒指導担当
 - ・現場急行、情報収集
- 事務職員等
 - ・電話対応

緊急時の基本姿勢

- ◎生徒及び職員の生命を守る。
- ◎生徒及び職員の基本的人権を守る。
- ◎学校の正常な運営を守る。

このためには、

- 全職員による迅速な対応
- 窓口一本化
- 報告、連絡、相談の徹底

3つの「S」

- *最悪の事態を想定し、最善を尽くす。
- *誠意をもって事に当たる。
- *拙速は巧緻にまさる。

個別対応マニュアル

1 不審者への対応

(1) 校内で不審者を発見した場合

- ・複数で声をかけ、用件を尋ねるなどして「人物」の把握に努め、必要な措置をとる。

(2) 校外で不審者を発見した場合

- ・関係小中学校へ連絡し、登下校の際の警戒を呼びかける。・警察に連絡し、パトロールをお願いする。

2 人身事故への対応

(1) 校内での人身事故への対応

① 生徒間暴力による事故

- ・被害者と加害者を隔離し、被害者についてはけがの程度を確認し、必要な措置をとる。ためらわずに救急車を呼ぶ。
- ・加害者については、担任を中心に事情を聞くなどしたあと、必要な措置をとる。

② 本人の不注意による事故

- ・けがの程度を確認し、必要な措置をとる。ためらわずに救急車を呼ぶ。

③ 施設設備不備による事故

- ・けがの程度を確認し必要な措置をとる。ためらわずに救急車を呼ぶ。
- ・二次災害を防ぐため、立ち入り禁止等の措置をとる。

④ アレルギー、病気等を要因とする事故

- ・状態、症状を確認し、アレルギーによるアナフィラキシーショックの場合、管理指導表の指示に基づいて行う。
- ・心肺停止、呼吸停止等の場合、一次救命措置として、気道確保、胸骨圧迫、人工呼吸、AED措置を行い、救急車を呼ぶ。

(2) 校外での人身事故への対応

① 交通事故

【本人家族等から連絡を受けた場合】

- ・けがの程度、原因、入院先等を確認する。
- ・事故現場を確認し、他生徒の注意を呼びかける。

【警察・消防署等から連絡を受けた場合】

- ・家庭と連絡をとり、けがの程度、原因、入院先、日時等を確認する。
- ・事故現場を確認し、他生徒の注意を呼びかける。

3 施設設備の破損への対応

(1) 本校生徒による破壊行為等による場合

- ① 学年職員を中心に複数で対応し、集団の場合は、個別に事情を聞くなどしたあと各情報を整理し、保護者と連絡をとる。
- ② 施設設備の現状復帰に努める。

(2) 原因を特定できない場合

- ① 現場を保存し、教育委員会及び警察24-0110に連絡し現場確認をしてもらう。
- ② その後、施設設備の現状復帰に努める。

4 自然災害への対応

(1) 地震—校舎内外の安全点検、ガス漏れ、漏水、壁の剥離等、破損状況の把握と危険回避措置。

(2) 台風—窓の施錠、ベランダの置物の収納、通学路の安全点検。

(3) 大雨—校舎内の雨漏り点検、通学路の安全点検

大地震発生時の対応マニュアル

場面	活動	安全確保	⇒	避難誘導	⇒	避難後の対応
在校中	授業中	管理職	・緊急放送で全校に揺れが収まるまで、頭部の保護と待機を指示する。身を守る行動をとる。	管理職	・揺れが収まったら緊急放送で全校生徒の避難を指示する。 ・授業外の職員に分担を指示する。	<p>○人員の確認と安否確認・・・担任→学年主任→教頭→校長 在校中の生徒の後、不在生徒全員の所在を確認する。</p> <p>○負傷者の有無の確認・・・担任→養護教諭→教頭→校長</p> <p>○行方不明者の捜索や救出活動</p> <p>○応急処置・・・養護教諭、救護班担当</p> <p>○重傷者がいる場合は、救急車の手配、医療機関への搬送・・・教頭他</p> <p>○生徒等の不安への対処・・・養護教諭→教頭</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">学校災害対策本部設置</div> <p>① 校舎外避難場所での対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の不安に対する対処、安全確保（少人数で全体が見渡せるように、生徒等のそばにいて、勝手な行動を取らないように指示） <p>② 被害状況の把握（学校施設・通学路の点検）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路及び生徒等の校舎内避難、避難所開設等のための、外見上の安全確認 ・危険箇所の立ち入り禁止等の危険回避対応 <p>③ 災害情報の収集</p> <p>マスコミ：地震の規模、余震の可能性と規模、二次災害の危険性等の情報収集 地域：学区の被害状況、危険箇所、関係機関等との連絡</p> <p>※久喜市防災無線の情報には、特に注意する。</p> <p>④ 市教委への報告</p> <p>被害の状況、その他学校内外の指導事項の確認、その他の情報収集、状況に応じた 臨時休校措置</p> <p>⑤ 外部との対応</p> <p>保護者、親類、知人、マスコミ等からの照会に対応。近隣学校間、校種間連携のネットワークの確立（近隣で支援し合えることはないか、情報交換する。） 平素からの円滑な交流が必要</p>
		教職員	・身を守るよう指示をする。 ※落下物、ガラス破損、転倒物への注意、火気使用中であれば消火の指示、出入り口の開放等を行う。 ・自らも身を守る。 ・余震や二次災害に備え、パニック回避の声かけを行う。	教職員	・授業中の職員は、避難出口、隊形、経路を生徒に指示し先導する。 ※出火時は、決められた経路を変更し迂回する。 ・授業外の職員は、管理職からの指示および必要に応じた分担で動く。 (生徒誘導、最終避難確認、出席簿・地区別名簿・緊急連絡カードの持ち出し等)	
		生徒	・騒がず、落ち着いて行動する。 ・机の下にもぐり脚をしっかりと持つなど、身を守る行動をとる。ただし、実験や作業中など特別な場合、教師の指示に従う。	生徒	・授業者の指示により、頭を覆いながら上履きのまま、避難場所へ移動する。※校舎内は早歩き、校舎外に出たときには走り、素早く避難隊形で座る。	
	始業前、休み時間、放課後等で教師が生徒と離れている場合	管理職	・緊急放送で全校生徒に揺れが収まり教職員が到着するまで、頭部の保護と待機を指示する。	管理職	・教職員を学年または部活単位に分散させ、生徒の避難を指示する。	
		教職員	※対応できる職員が少ない場合、緊急放送での避難指示とする。 ・自らも身を守る。	教職員	・管理職からの指示および必要に応じた分担で動く。 ・原則は、授業中の対応に準ずる。特に避難最終確認を徹底する。	
		生徒	・騒がず、落ち着いて行動する。 ・机の下にもぐり脚をしっかりと持つなど、身を守る行動をとる。 ※落下物、ガラス破損、転倒物への注意、出入り口の開放等を行う。	生徒	・到着した教職員、緊急放送の指示に従い避難場所へ移動する。 ・校舎外での活動中の場合は、壁面からの落下物や壁面の倒壊に注意しながら、避難場所へ移動する。	
登下校中	登校中 下校中	管理職	・緊急放送で在校している生徒に揺れが収まり教職員が到着するまで、頭部の保護と待機を指示する。	管理職	・在校中の生徒の避難、通学途中の道路・生徒の状況把握を指示する。	
		教職員	・身を守る行動をとる。	教職員	・原則は、授業中の対応に準ずる。 ・指示を受けた職員は、通学路の巡視に向かう。※通勤帰宅途中の職員は学校に戻る。	
		生徒	・在校生徒は、授業中に準ずる。 ・落下物、ガラス破損、ブロック塀等の倒壊の原因となる物が近くにある場合、その場から離れて身を守る。	生徒	・自宅か学校か通学経路上の避難所のいずれか安全で近い方に向かう。 ・帰宅や学校以外に避難した場合は、速やかに学校に連絡する。	

【校舎外避難後の対応】

「久喜市において震度5弱以上が計測され、児童生徒が学校内に居た場合の対応について」による措置をとる。

1 【原則】

- 生徒を学校に待機させる。
- 学校からの連絡の有無にかかわらず、保護者又は保護者の依頼を受けた方へ生徒を引渡す。

2 【安全であると判断される場合】

- 通学路の安全、地域の安全、家庭の安全等が確認できたと校長が判断した場合に、上記の原則によらずに対応する。
- ※保護者連絡はメール一斉送信

場面	活動	安全確保	避難誘導	避難後の対応		
校外活動中 (林間学校 修学旅行 職場体験等)	屋内での 活動中	管理職 教職員	・身を守るよう指示をする。 ※落下、ガラス破損、転倒物への 注意、出入口の開放等を行う。 ・自らも身を守る。 ・余震や二次災害に備え、パニック 回避の声かけを行う。	管理職 教職員	・同行の管理職または教職員は、あ らかじめ確認してある避難方法・経 路を生徒に指示し先導する。 ・施設の係員の指示があれば、それ を徹底する。	<p>○人員の確認と安否確認・・・担任→学年主任→引率責任者</p> <p>○負傷者の有無の確認・・・担任→養護教諭→引率責任者</p> <p>○行方不明者の捜索や救出活動</p> <p>○応急処置・・・養護教諭他</p> <p>○重傷者がいる場合は、救急車の手配、医療機関への搬送・・・引率責任者他</p> <p>○生徒等の不安への対処・・・養護教諭→引率責任者</p> <p>管理職</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員と連絡をとり、状況を把握し、必要な指示をする。 ※交通機関の状況や地域の安全状況を確認の上、待機や学校へ戻るなどの 対応を指示する。 ・テレビ、ラジオ、地元公共機関、旅行者等から、被害情報を収集する。 ・保護者に状況を連絡する。(臨時保護者会、連絡メール等) ・教育委員会に被害状況を報告する。 <p>教職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校と連絡をとり、状況を報告し、指示を受ける。 ・必要に応じて活動場所の消防等の関係機関へ救助要請をする。 <p>生徒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員とはぐれた場合は、あらかじめ決めておいた方法で教職員と連絡を とる。 ・通信網の不通により教職員との連絡が取れない場合は、活動場所の警察や 公共機関等に行くなど安全を確保する。 <p>校外活動において学校は、事前に行き先の状況や避難場所の確認をし、 地震発生時の対応を生徒・保護者に事前説明・指導の機会をもつ。特に 宿泊を伴う場合は、宿泊施設での避難経路、避難場所をしおりに明記し、 夜間、就寝中でも対応できるよう指導を徹底する。</p>
		生 徒	・落下物、ガラス破損、転倒の危 険のあるものから離れる。 ・テーブルの下にもぐり、脚をしっかり 持つなど、身を守る行動をとる。 ・テーブル等がない場合は、バックやタ オル、座布団等で頭部を保護する。	生 徒	・同行の管理職または教職員、施設 の係員の指示に従い、落ち着いて避 難する。 ・頭を覆いながら、最寄りの安全な 場所に避難する。	
	屋外での 活動中	管理職 教職員	・身を守るよう指示をする。 ※落下物、ガラス破損、転倒倒壊 物から遠ざける。 ・自らも身を守る。 ・土砂災害等の危険箇所から離れ るよう指示する。	管理職 教職員	・同行の管理職または教職員は、生 徒を先導し、最寄りの安全な場所に 避難する。 ・施設の係員の指示があれば、それ を徹底する。	
		生 徒	・落下物、ガラス破損、転倒の危 険のあるものから離れ、身を守る。	生 徒	・最寄りの安全な場所に避難する。	
	移動中	管理職 教職員	・列車、バス等に乗車中は、係員 の指示に従う。 ・あわてて外に飛び出さないよう 指示するなど、パニック回避の声かけ を行う。	管理職 教職員	・交通機関利用時は、係員の指示に 従い、協力して誘導にあたる。	
		生 徒	・あわてて外に飛び出さない。騒 がず、落ち着いて身を守る。	生 徒	・交通機関利用時は、係員の指示に 従い、最寄りの安全な場所に避難す る。 (・グループ行動時の約束に従う。)	

学校災害対策本部

本部	情報を収集、関係機関への連絡、各係に必要な指示を与える。
通報連絡係	本部からの指示を各係、教職員・児童生徒等に伝達するとともに、本部の指示を受けて通報・連絡にあたる。
警備・被災者係	消防車・救急車・救護隊の誘導案内、校外からの被災者の受入れ・救護活動にあたる。
避難誘導係	避難器具の操作、児童生徒の誘導をする。
消火係	出火場所の確認と初期消火活動をする。
搬出係	本部の指示する重要書類や非常持出物品(別表)を搬出するとともに、搬出物品の盗難防止・管理にあたる。
救護係	負傷者の救護及び救急車への移送等
救助係	校舎等建築物内の残留者や負傷者の発見、救出にあたる。

本部	校長、教頭、坂本、野木村
通報連絡係	教頭、野木村
警備・被災者係	教頭、坂本
避難誘導係	宮崎、田中、瀬田
消火係	落合、萩原
搬出係	浅川、岸
救護係	伊藤、野口
救助係	渡邊、鈴木

<p>【夜間・休日等の教職員の参集基準等】</p> <p>○久喜市において次の震度が観測された場合の参集</p> <p>震度5弱以上・・・校長及び教頭は学校に参集し、対策本部を設置する。必要に応じ教職員に参集の連絡をする。</p> <p>○参集後の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の安否確認 ・施設の安全確認 ・応急対策業務

火災予防対策・発生時の対策

＜予防対策＞

- ア 火気使用後は、使用者、日番職員等複数の目で安全を確認する。
- イ ストープがある場所の周辺は、特に整頓する。
- ウ 校舎の周辺に燃えやすいものを置かない。
- エ 消火器、消火栓の使用訓練を周知徹底する。

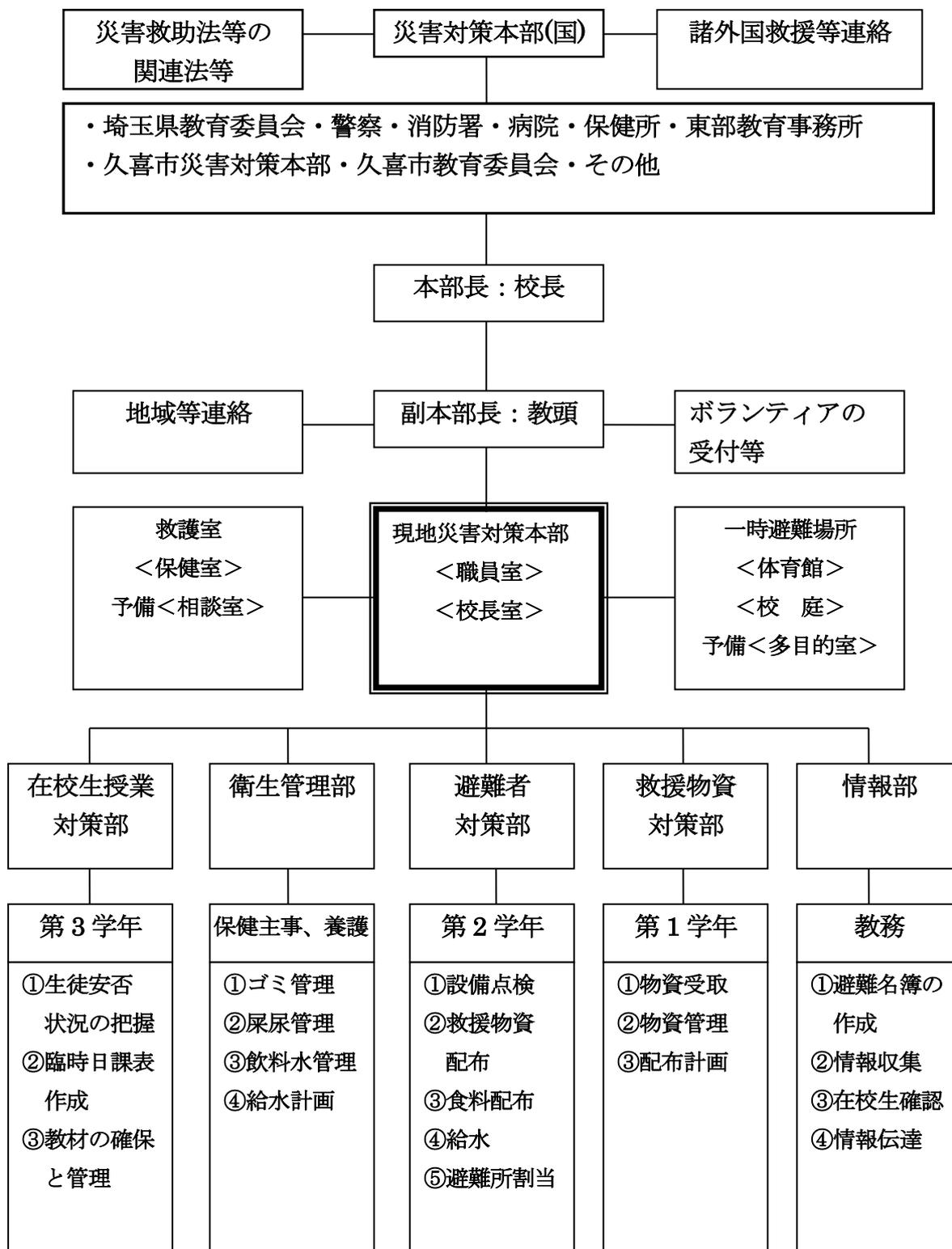
＜発生時の対策＞

- ア 119番通報する。
- イ 生徒の避難誘導を最優先する。
- ウ 書類備品の搬出と消防車到着までの初期消火にあたる。
- エ 災害対策本部（校長、教頭、教務）を組織し、指示伝達システムを一本化するとともに、外部諸機関との連絡調整、保護者への生徒引き渡し等に対応する。

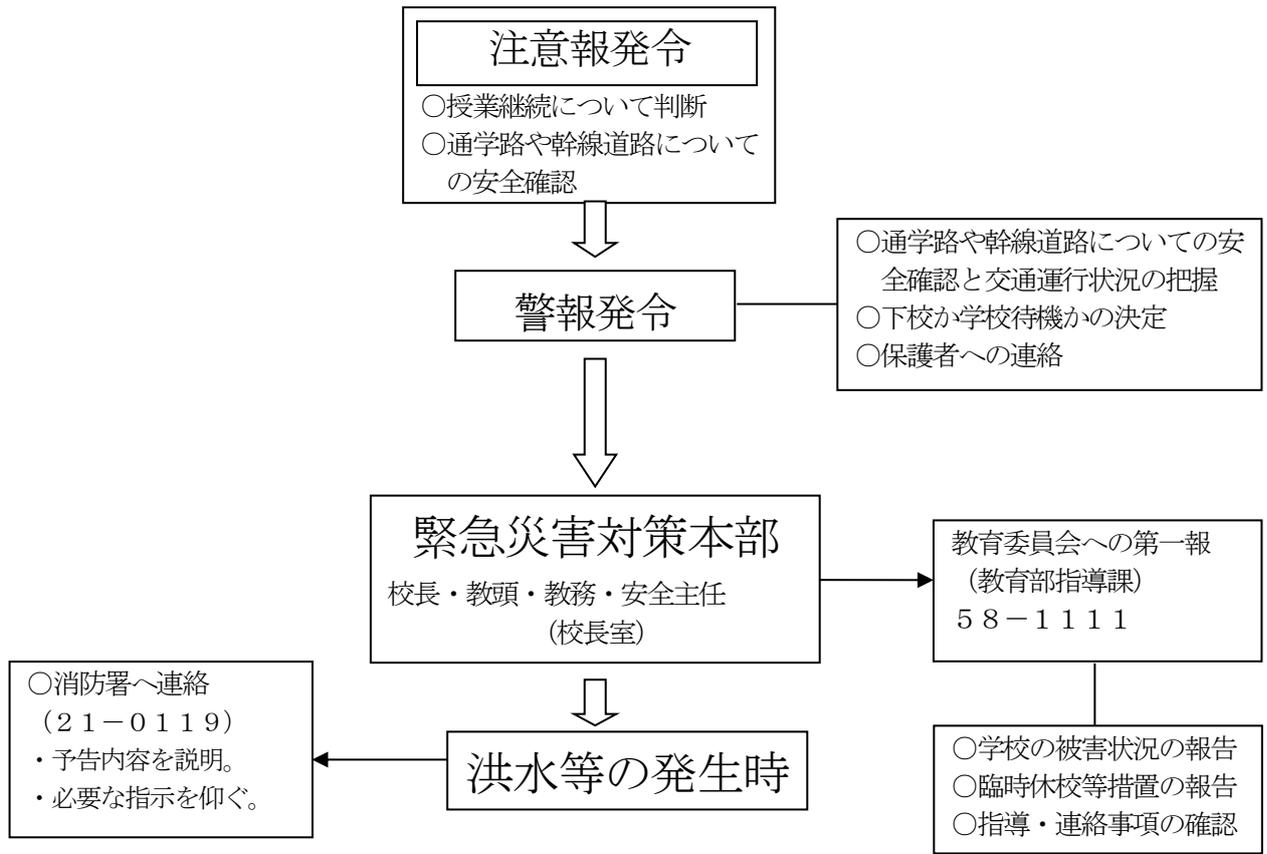
警備及び防火担当責任者一覧

No	施設	担当	No	施設	担当
1	職員室	教頭	17	体育館	落合
2	校長室	教頭	18	部室	落合
3	放送室	瀬田	19	便所	各担任
4	職員更衣室	野木村、伊藤	20	石油庫	事務、業務員
5	保健室	伊藤	21	配膳室	配膳員、事務
6	自転車置き場	野木村	22	第1学習室	坂本
7	教室	各担任	23	第2学習室	田中
8	図書室	田中	24	第3学習室	萩原
9	技術室、コンピュータ室	広住、教頭	25	北校舎東1階	瀬田
10	美術室	瀬田	26	北校舎西1階	田中
11	被服室・調理室	金子、教頭	27	北校舎2階	渡邊
12	多目的室	山下	28	南校舎1階	鈴木
13	さわやか相談室	相田	29	南校舎2階	萩原
14	第1、第2理科室	坂本、野木村	30	北校舎倉庫	業務員、教頭
15	音楽室	岸	31	防災倉庫	教頭、坂本
16	生徒会室	野口			

火災発生時の対応マニュアル



大雨・雷発生時の対応マニュアル



〈校内の安全体制〉

- 校舎内外の被害状況の把握と危険箇所等の立ち入り禁止を周知
- 情報の収集—台風情報、雷、洪水等、二次災害の危険性についての情報収集
- 保護者や外部との対応（窓口を一本化）

〈避難所開設の支援〉

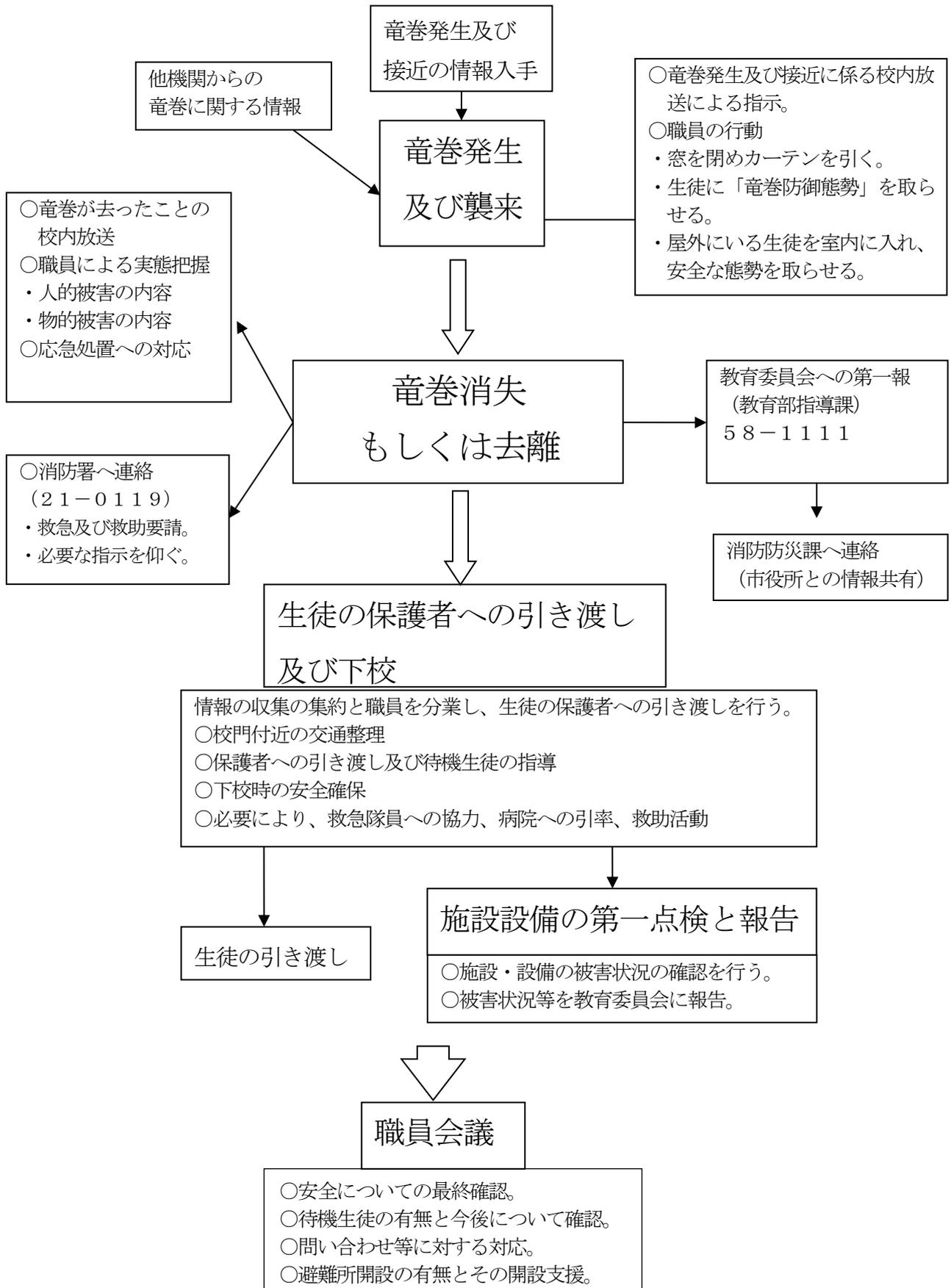
- 避難勧告が発令され、避難所開設の連絡があった場合、開設の支援にあたる。

避難所開設

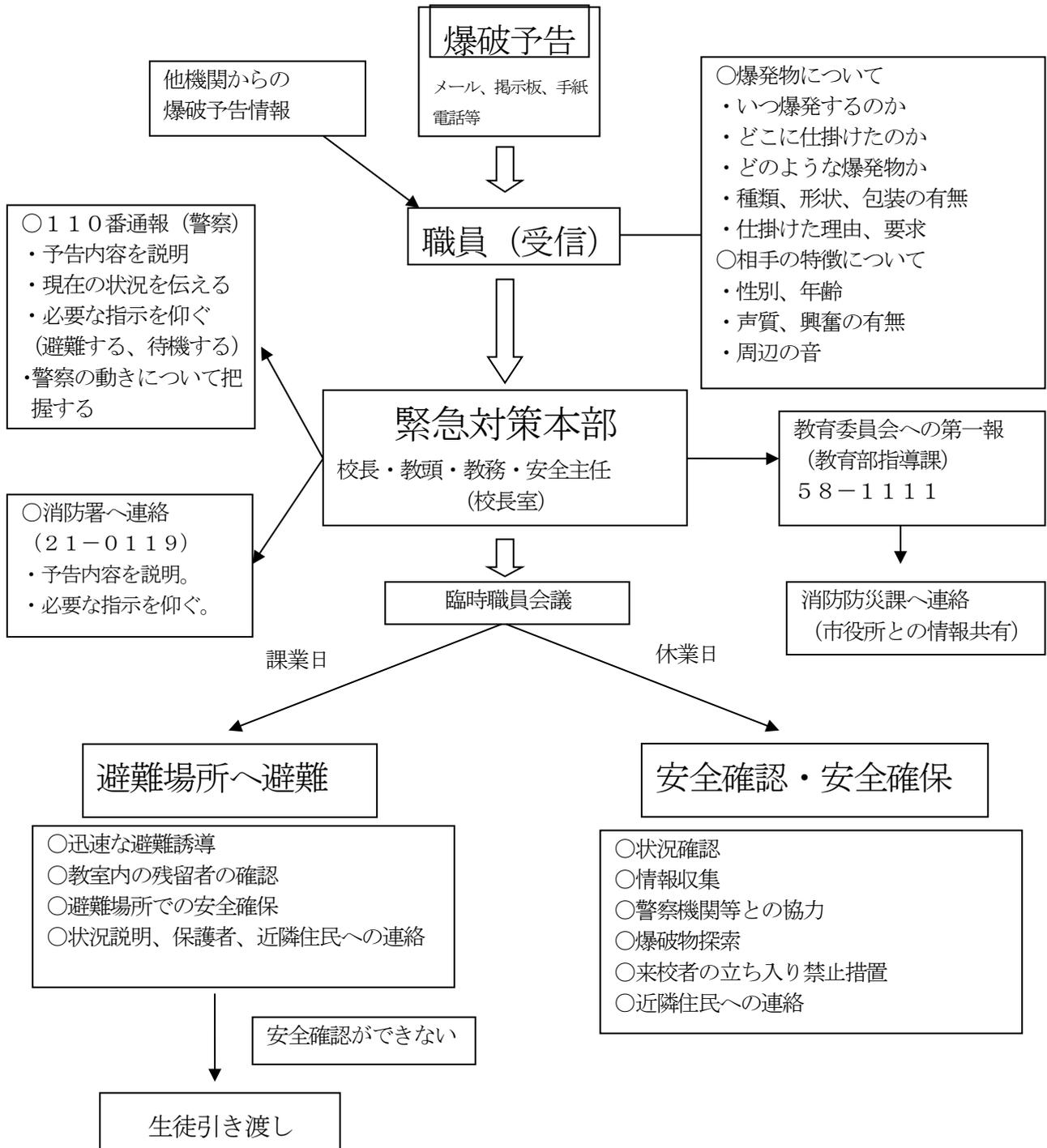
避難場所へ避難

- 生徒帰宅の決定
- 明日以降の授業の再開について判断
- 各自下校・保護者への引き渡し・集団下校の判断
- 保護者への連絡

竜巻発生時の対応マニュアル



爆破等の予告発生時の対応マニュアル



注意事項

- ※外部への連絡は、管理職を窓口とする。
- ※爆破予告が迫っている場合や爆破時間が不明な場合は、直ちにすべての人が避難する。
- ※不審物を確認した場合は、絶対に触らず、外観を確認後、警察関係者に連絡をする。
- ※学校の周囲に不審な人物がいなかったか確認をする。
- ※児童生徒同士のトラブル、学校と地域住民とのトラブル等がなかったか確認をする。

不審者の対応マニュアル

久喜市立久喜南中学校
令和6年3月改訂

1 日常の安全確保

(1) 学校での取組

- ・来校者へのあいさつを励行する。
- ・生徒の安全確保に関して、教職員間で情報交換や共通理解を図る。
- ・来校者名簿を設置し、職員以外の者の出入りの状況を確認する。
- ・教育委員会、警察、近接の学校等から不審者等に関する情報を速やかに把握できる体制をつくる。入手した情報は、関係機関に提供する。
- ・始業前の交通指導、出迎え指導や放課後の部活動の指導において、生徒の状況を把握するとともに安全を確保する。
- ・登下校時の安全確保のため、定められた通学路を通して登下校させる。人通りが少ないなど、注意を払うべき箇所の例を挙げ、注意を喚起する。
- ・万一の場合を想定し、付近の民家や「子どもの家」等、生徒が緊急避難できる場所を生徒一人ひとりに周知する。
- ・校門、外灯、校舎の出入口、窓等の破損、鍵の状況についても、安全点検日に点検を実施し、必要に応じて補修を行う。
- ・警備保障装置の作動状況の点検、警備会社と連絡体制の確認を行う。
- ・生徒登校後、南門を閉め、校内への出入り口を限定する。
- ・教員は授業中であっても、不審者がいないかという視点で廊下や校庭に気を配る。
- ・校長、教頭は校舎内外の巡視を定期的に行う。また、防犯カメラを随時チェックする。
- ・不審者が教室に侵入してきたことを想定し、指示がなくても生徒が避難行動できるように訓練する。

(2) 家庭や地域との取組

- ・生徒が犯罪や事故の被害から身を守るため、屋外での活動で注意すべき事項を家庭で話し合うよう働きかける。
- ・学校外の安全確保のため、PTA、自治会の協力を得て、学区内の人通りが少ない場所等、危険箇所の点検や生徒への「声かけ運動」等を依頼する。
- ・登下校時や外出時等の安全確保のため、PTA、自治会の協力を得て、通学路の安全点検、巡回指導を依頼する。
- ・万一の場合、生徒が緊急避難することを地域住民に周知する。

2 学校周辺に不審者が出現した場合の緊急対応

(1) 学校の取組

- ・学校周辺での不審者情報が入った場合、教育委員会、警察、近接の学校等に情報を提供するとともに、速やかに警察にパトロール等の実施を要請する。
- ・緊急時の生徒の登下校は、不審者情報を総合的に勘案し、集団での一斉登下校、または保護者同伴による登下校とする。職員は、PTA、自治会協力者とともに、交通指導地点を中心に、安全確保のための巡回指導に当たる。

(2) 家庭や地域との取組

- ・各家庭や地域への注意喚起、学校周辺や学区内の巡回指導、集団登下校同伴等の依頼を保護者連絡メールやホームページで知らせる。

3 不審者の校内立ち入りへの緊急対応

(1) 不審者かどうかを判断

- ①来校者として不自然なことはないかをチェックする。
 - ・不自然な場所に立ち入っていないか。
 - ・不自然な言動や行動及び暴力的な態度は見られないか。
 - ・凶器や不審物を持っていないか。
- ②声を掛けて、用件をたずねる。
 - ・用件が答えられるか。また、正当なものか。
 - ・教職員に用事がある場合は、氏名、学年・教科等の担当が答えられるか。
 - ・保護者を名乗った場合、生徒の学年・組・氏名等が答えられるか。

(2) 不審者と判断した場合、退去を求める。

- ①他の教職員に連絡して協力を求める。
 - ・一人では対応せず、応援を得て二人以上で対応する。
 - ・自身の安全のために適当な距離を取りながら他の教職員が駆け付けるのを待つ。
- ②言葉や相手の態度に注意しながら、退去するように丁寧に説得する。
 - ・手を伸ばしても届かないよう、相手との距離を保つ。
 - ・相手に背を向けない。相手が持っている荷物等から目を離さない。
- ③退去に応じた場合、退去後も再び侵入しないか見届ける。
 - ・一旦退去しても、再び侵入する可能性もある。敷地外に退去したことを見届ける。
 - ・門や入口を閉めて施錠する。
 - ・再び侵入したり近くに居続けたりしてしないか、しばらくの間は複数の教職員がその場で様子を見る。
 - ・久喜警察署に連絡し学区内のパトロールの強化を依頼する。また久喜市教育委員会（教育総務課）に連絡する。

(3) 退去に応じない場合、不審者と見なして「110番」通報する。

- ①校内放送や大声を出すなどして他の教職員に応援を求め、速やかに「110番」通報するとともに、久喜市教育委員会（教育総務課）への緊急連絡・支援要請を行う。
- ②立ち入られた場合、相手を落ち着かせるために別室に案内して隔離することを試みる。
 - ・生徒から遠い位置にある部屋に案内する。案内する際には、前ではなく横を歩く。
 - ・相手を奥へ案内し、教職員は入口付近に位置して、出入口を開放する。
- ③所持品に注意して警察の到着を待つ。
 - ・凶器を隠し持っている可能性もあることから、手の動きに注意する。
 - ・不審者が興奮しないように、丁寧に落ち着いて対応する。
 - ・必ず複数の教職員で対応し、警察官を案内する教職員を決める。
- ④生徒を避難させるかどうかを判断する。
 - ・（避難指示の例）「これから緊急集会を開きますので、全員〇〇に集合してください。なお、〇年生は〇〇側の階段を使用してください。」
 - ・（待機と支援要請の例）「これから緊急集会を開きますので、次の放送があるまで全員教室で待機してください。〇〇係の先生は、〇〇へ集まってください。」

(4) 生徒の安全を守る。

①防御（暴力の抑止と被害の防止）する。

- ・ 防御は、不審者の取り押さえを目的とせず、生徒に近づけずに警察の到着を待つ。
- ・ モップや机、いすなど身近なもので距離をとり、移動を阻止する。
- ・ 応援に駆けつける場合は、必ず防御に役立つものを持っていく。
(さすまた、机・椅子、消火器、傘、長いものさし等)

②避難の誘導をする。

- ・ 移動することで不審者と遭遇する恐れがある場合は、教室を施錠し待機する。
- ・ 教室等に不審者が侵入した場合は、不審者から遠い出入口から避難する。
放送等で指示があった場合は、それに従って避難する。
指示がない場合の避難場所は、基本的に次のとおりとする。
(どこに、どのように避難するのか生徒が理解し、その場に教職員がいなかったとしても、生徒自ら避難行動できるように事前に知らせておく。)

1年生学活教室→校庭へ避難する。

その後、教職員の指示で体育館2階へ避難し、施錠する。

わかぎ教室 →教職員の指示で、校庭に避難する。

その後、教職員の指示で体育館2階へ避難し、施錠する。

2年生学活教室→多目的室へ避難し、椅子などで出入口をふさぐ。

3年生学活教室→調理室へ避難し、施錠する。

北校舎特別教室→多目的室へ避難し、椅子などで出入口をふさぐ。または駐輪場方面へ避難し、その後、教職員の指示で体育館2階へ避難する。

校庭・体育館 →不審者を避け、学活教室に戻れる状況なら教室に戻り施錠する。

教職員の指示で体育館2階へ避難し、施錠する。

(5) 負傷者がいるか確認する。

①負傷者を発見したら速やかに119番に通報する。

②逃げ遅れた生徒の有無を把握する。

- ・ 情報を集約する場所は校長室とする。
- ・ 負傷者が複数の場合に、誰が、どこで、どういう状況かという情報を救急隊に正確に伝えられるようにする。
- ・ 負傷の程度、搬送された病院、付き添っている教職員の名前を共有する。
- ・ 全ての生徒と教職員の無事が確認されるまでは「負傷者がいない」という判断をしないようにする。
- ・ 必要に応じて、学校周辺の店や民家などに避難しているものがないか確認する。

(6) 応急手当などをする。

①止血や、心肺蘇生などの応急手当をする。

②負傷者を見つけた場合、容体を観察すると同時に応援を依頼する。

(7) 事後の対応や措置をする。

①対策本部の活動を開始し、事後の対応や措置を機能的に行う。

②情報を収集し、事故等の概要等について把握・整理し、提供する。

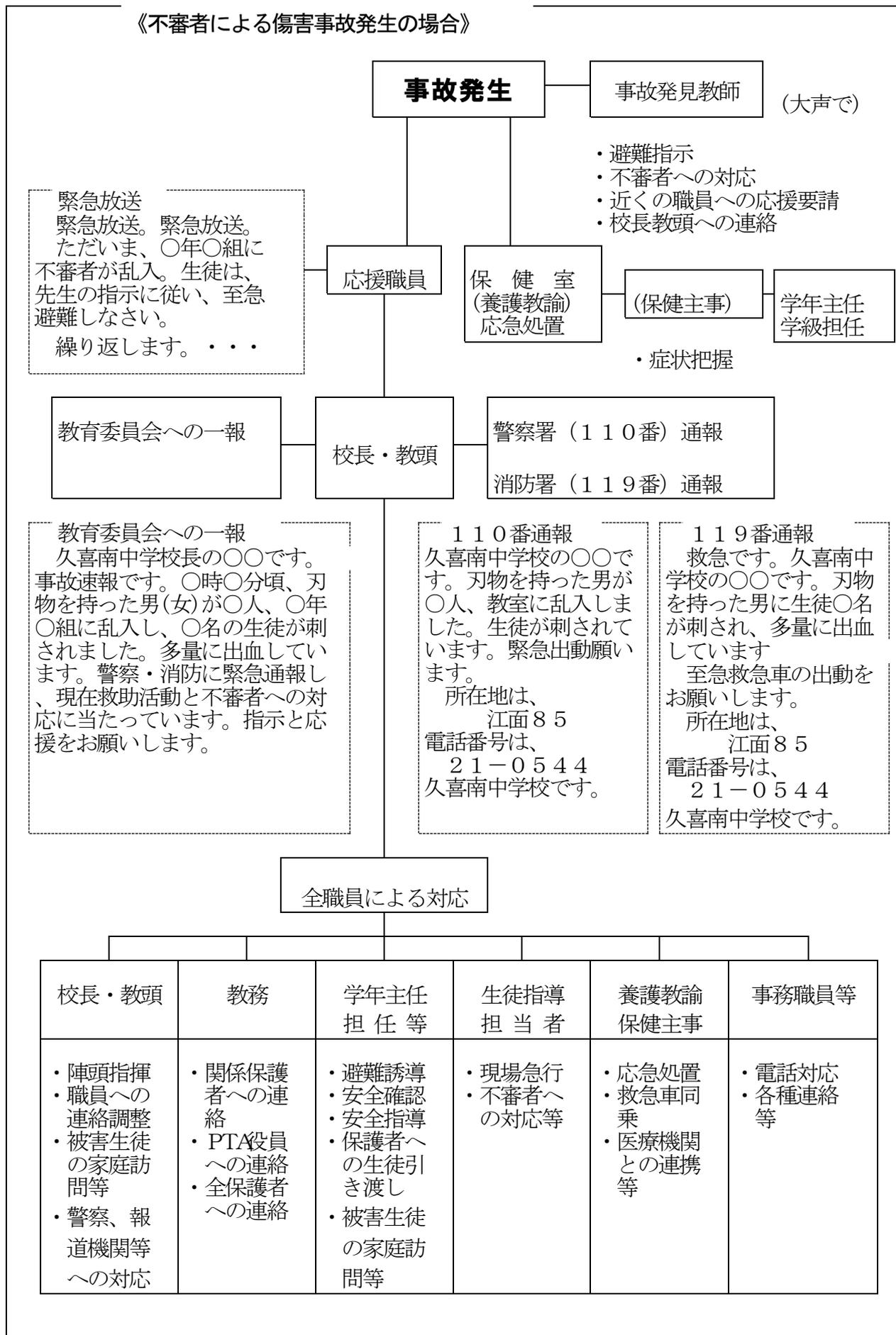
③できるだけ速やかに保護者等に連絡や説明を行う。

④教育再開の準備及び事故等の再発防止策を実施する。

⑤事故報告書を作成する。

⑥災害共済給付金等の請求をする。

《不審者による傷害事故発生の場合》



事故発生

事故発見教師 (大声で)

緊急放送
緊急放送。緊急放送。
ただいま、〇年〇組に
不審者が乱入。生徒は、
先生の指示に従い、至急
避難下さい。
繰り返します。・・・

- ・避難指示
- ・不審者への対応
- ・近くの職員への応援要請
- ・校長教頭への連絡

応援職員

保健室
(養護教諭)
応急処置

(保健主事)

学年主任
学級担任

- ・症状把握

教育委員会への一報

校長・教頭

警察署 (110番) 通報

消防署 (119番) 通報

教育委員会への一報
久喜南中学校長の〇〇です。
事故速報です。〇時〇分頃、刃
物を持った男(女)が〇人、〇年
〇組に乱入し、〇名の生徒が刺
されました。多量に出血してい
ます。警察・消防に緊急通報し
、現在救助活動と不審者への対
応に当たっています。指示と応
援をお願いします。

110番通報
久喜南中学校の〇〇で
す。刃物を持った男が
〇人、教室に乱入しま
した。生徒が刺されて
います。緊急出動願
います。
所在地は、
江面 8 5
電話番号は、
21-0544
久喜南中学校です。

119番通報
救急です。久喜南中
学校の〇〇です。刃物
を持った男に生徒〇名
が刺され、多量に出血
しています
至急救急車の出動を
お願いします。
所在地は、
江面 8 5
電話番号は、
21-0544
久喜南中学校です。

全職員による対応

校長・教頭	教務	学年主任 担任等	生徒指導 担当者	養護教諭 保健主事	事務職員等
<ul style="list-style-type: none"> ・陣頭指揮 ・職員への連絡調整 ・被害生徒の家庭訪問等 ・警察、報道機関等への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係保護者への連絡 ・PTA役員への連絡 ・全保護者への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導 ・安全確認 ・安全指導 ・保護者への生徒引き渡し ・被害生徒の家庭訪問等 	<ul style="list-style-type: none"> ・現場急行 ・不審者への対応等 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急処置 ・救急車同乗 ・医療機関との連携等 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話対応 ・各種連絡等

緊急時(不審者)の基本行動と具体的な対応

基本行動	具体的な行動
不審者の発見等	<ul style="list-style-type: none"> ○不審者の状態を確認する。 ○事故発生の場合、事故者の状態確認をする。
1 防犯ブザーによる警報	<ul style="list-style-type: none"> ○不審者侵入・事故発生を近隣に知らせる。 ○他の生徒を落ち着かせる。 ○隣接の学級担任等の協力を依頼する。
2 生徒の救出	<ul style="list-style-type: none"> ○事故者を不審者から救出する。 ○複数で制止・阻止する。 ○他の生徒の安全確保をする。(避難誘導)
3 応急手当て	<ul style="list-style-type: none"> ○保健室へ移動可能な場合 <ul style="list-style-type: none"> ◇止血等の処置後、保健室に移動する。 ◇養護教諭による応急手当て。(不在の場合は保健主事) ○その場での手当て <ul style="list-style-type: none"> ◇外傷あり……止血等 ◇骨折あり……安静にし動かさない ◇呼吸・心臓停止……人工呼吸・心臓マッサージ
4 非常ベルによる警報	<ul style="list-style-type: none"> ○学校全体に危険発生を知らせる ○生徒を落ち着かせ、避難の準備をする。 ○非常放送の指示により避難する。
5 職員室へ連絡	<ul style="list-style-type: none"> ○校長・教頭へ連絡する。 ○養護教諭・他の職員の応援を要請する。 ○担架や応急手当てに必要なものを準備し現場へ向かう。 ○重傷・生命の危険がある場合は、救急車を要請する。
6 関係機関等への連絡・対応	<p>時系列でその都度記録し、累積する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 警察……110番し、出動を要請する。(学校名、被害状況) ※ 消防署……119番し、救急車の出動を要請する。(学校名、けがの状況) 教育委員会……第一報を入れる。(教頭対応) ※ 病院……医療機関に受け入れを要請する。タクシー搬送もあり。 <p>緊急事態につき、※は職員室にいる者が速やかに対応する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>保護者への連絡……事故状況を速やかに連絡する。(担任、学年主任、教務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇保険証を携帯し、搬送先へ向かうよう依頼する。 <p>救急隊への協力……救急車の誘導、隊員の誘導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇状況の説明とできるだけ補助を行う。 <p>病院搬送……養護教諭(保健主事)が付き添い、病院へ搬送する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇付き添いの職員は、随時、状況を校長に報告する。 </div>

<p>7 緊急職員会議</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生時の状況を把握・確認する。 ○他の児童の動揺を鎮める。 ○人的・物的な原因を追及し、再発防止の措置を行う。 ○今後の対応及び再発防止について共通理解し、学級指導を行う。（必要に応じて全校で実施） ○外部に対する窓口を一本化する。（校長） ○教育委員会へ第二報を入れる。（教頭） ○日本体育学校健康センターへの手続きの準備をする。
<p>8 事後対応</p> <p>①事後指導・措置</p> <p>②見舞い・家庭訪問</p> <p>③報告・記録整理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○継続的な指導や心のケアを関係機関と連携して行う。 ○臨時保護者会を開催し、概要を説明する。 ○保護者・地域への「依頼」の配布 ○正常な教育活動再開への準備 ○入院先、自宅に訪問し、事故状況等の説明を行う。（担任、状況により教頭も同行） ○誠意を持って、継続的に対応する。 ○被害の状況によっては、全家庭訪問 ○市教委へ文書で事故報告をする。（教頭） <i>時系列に沿って、事実を的確に報告する。</i>

洪水時の避難確保計画

久喜市立久喜南中学校

2023年 4月 作成

1. 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3. 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 208名	昼間 25名	休日 0名	休日 0名
夜間 0名	夜間 0名		

4. 防災体制

連絡体制及び防災体制は、以下の通りとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期		活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 久喜市に洪水注意報発表 ➢ 利根川(栗橋地点)氾濫注意情報発表 ➢ 荒川(熊谷地点)氾濫注意情報発表 	注意体制確立	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 久喜地区に避難準備・高齢者等避難開始の発令 ➢ 久喜市に洪水警報発表 ➢ 利根川(栗橋地点)氾濫警戒情報発表 ➢ 荒川(熊谷地点)氾濫警戒情報発表 	警戒体制確立	洪水予報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	情報収集伝達要員 避難誘導要員 情報収集伝達要員 情報収集伝達要員 避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 久喜地区地区に避難勧告又は避難指示(緊急)の発令 ➢ 利根川(栗橋地点)氾濫危険情報発表 ➢ 荒川(熊谷地点)氾濫危険情報発表 	非常体制確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。

5. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

■ 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ ラジオ インターネット ▶ 気象庁HP (http://www.jma.go.jp/)
洪水予報 水位到達情報 水位情報	久喜市からのファックス インターネット ▶ 国土交通省による「川の防災情報」の利根川, 荒川の水位到達情報発表状況 ▶ 「川の防災情報」の利根川, 荒川の水位観測所の水位 ▶ 気象庁HPの洪水予報のサイト (http://www.jma.go.jp/jp/flood/)
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)	防災行政無線 テレビ ラジオ インターネット ▶ 久喜市のサイト (http://www.city.kuki.lg.jp/kurashi/bosai_bohan/bosai/saigaikanrenzyouhou.html) 久喜市の避難情報に係る緊急速報メール

※ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※ 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

① 「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

② 体制確立時、あらかじめ市町村と調整した事項について、市町村に報告する。

③ 市町村への連絡先は以下とする。

久喜市学務課 0480-58-1111

6. 避難誘導

(1) 避難先

避難場所及び屋内安全確保を図る場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険を伴うことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

施設内での避難経路については、「別紙1 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

施設自体が避難場所に設定されており、屋内で安全確保を図る。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所	久喜市立久喜南中学校		
屋内安全確保	施設の2階		

7. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

備蓄品	
情報収集・伝達	テレビ1台、ラジオ2器、タブレット端末9台、ファックス1台、携帯電話1台、携帯電話用バッテリー4個、乾電池20個
避難誘導	従業員名簿、利用者名簿、案内旗1枚、携帯電話1台、携帯電話用バッテリー4個、拡声器2台、懐中電灯5台、乾電池20個、蛍光塗料1個
屋内安全確保	水3日分、食料3日分、寝具10人分、防寒具100人分
利用者	おしりふき100枚、おやつ490個
そのほか	ウェットティッシュ400枚、ゴミ袋100枚、タオル100枚

浸水を防ぐための対策

土のう10個

8. 防災教育及び訓練の実施

教職員、生徒への防災教育及び訓練は、以下のとおり実施する。

■防災に係る研修

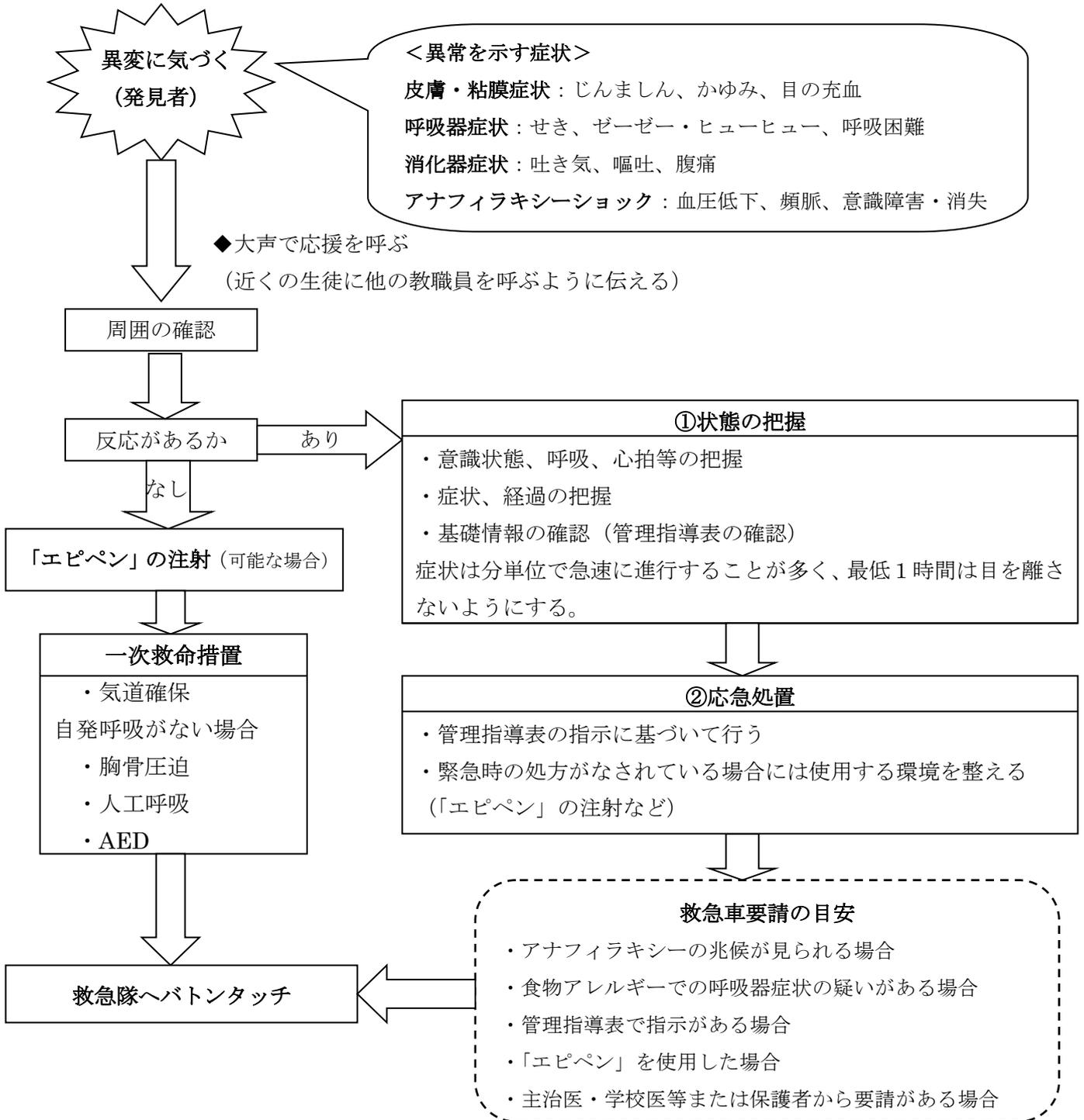
毎年4月・8月に教職員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。

■防災訓練

毎年4月・9月・1月に教職員・生徒を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

食物アレルギーの対応について

久喜市立久喜南中学校



- 医療機関への搬送が必要と判断した場合の手順**
- ①保護者と連絡がとれたとき
- 保護者に医療機関への搬送を伝える
 - 管理職に状況を報告し、緊急搬送の了承を得る → 救急車の要請
- ②保護者と連絡がとれないとき
- 管理職に相談し、緊急搬送の了承を得る → 救急車の要請
 - 医療機関へ連絡し、受け入れの確認を取るとともに、応急処置の指示を受ける
 → 学校医・主治医等医療機関への搬送

インターネット上のトラブルや犯罪についての対応マニュアル

久喜市立久喜南中学校

1 対応原則の共通理解

- ・当該生徒の被害拡大を防ぐことが最優先
- ・専門家の見解も踏まえながら、当該生徒及び保護者と一緒に解決する
- ・学校が生徒指導事案として対応を求められていることは以下の3点

(1) 法的な対応が必要な指導

違法投稿（著作権法違反、薬物等） ネット上の危険な出会い ネット詐欺
児童買春・児童ポルノ禁止法違反（自画撮り被害等）

(2) 学校における指導等

誹謗中傷、炎上等悪質な投稿 ネットいじめ

(3) 家庭への支援

ネットの長時間利用 家庭でのルールづくり
生徒の孤立状況の把握・サポート

2 対応方針の前提

(1) 情報収集と丁寧な聞き取り

一部の情報やコメントだけで方針を決定しない
不断の情報収集と丁寧な聞き取りを行う

(2) アセスメント（客観的に分析・評価したこと）に基づいた対応方針のすり合わせ

教職員間の対応の統一
教育委員会等や学校間での連携

3 具体的な対応方法

(1) 法的な対応が必要な指導

○違法投稿（著作権法違反、薬物等）

- ・生徒が投稿していることを把握した場合、警察や消費生活センターなどの関係機関と連絡を取り合い対応
- ・生徒が投稿していないが誤った情報が流れている場合、本校生徒に関わりがないこと等、正しい情報を生徒及び保護者に伝え、教育委員会や警察などの関係機関と連絡を取り合い対応

○ネット詐欺

- ・警察や消費生活センター等とも協議して対応
- ・民法第5条における未成年者取消権を使うことができる場合もある

○ネット上の危険な出会い

- ・気になる状況を把握した場合は注視し、早期に組織的に情報を共有

○児童買春・児童ポルノ禁止法違反（自画撮り被害等）

- ・警察などの関係機関と連絡を取り合い対応

(2) 学校における指導等

○誹謗中傷、炎上等悪質な投稿

- ・生徒が直接関係している場合、本人または保護者の意向に応じて、「インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内」を参照するなどして、適切な相談窓口を伝える等の手助けをする
- ・生徒が直接的には関係していない場合も含め、インターネットの匿名性や拡散性のリスクなどについて注意喚起する

(参考)

- ・Twitter などの SNS については、誰でも情報を発信できる便利なツールである反面、使い方を誤ると大きなトラブルになることや犯罪等につながる恐れがあること。
- ・不適切な情報を発信することで、誹謗中傷等の犯罪につながる恐れがあること。
- ・インターネット上に一旦公開された情報は、回収が困難となり悪用の危険性もあると同時に、公開されている情報を再投稿しただけであっても、民事上・刑事上の責任を問われる可能性があること。
- ・不適切な投稿は、未来の自分にとって負の遺産として残っていくこと。
- ・情報を発信する際は、目的に応じた適切な内容となっており、他人を傷つけるような内容がないか事前に確認すること。
- ・インターネット上のトラブルや被害にあった際は、保護者や学校の先生、各種相談窓口にご相談すること。

令和5年2月7日 久教指第4959号 久喜市教育委員会教育長

「児童生徒の SNS 等の取り扱いに関する注意喚起について (依頼)」より

- ・「第6回久喜市中学生サミット共同宣言」を活用するなど、生徒が学級や生徒会等で議論しながら主体的にルールを定めて生徒自らルールを守ることの重要性を自覚できるようにする

○ネット起因の人間関係のもつれ

- ・生徒にとって、インターネット上のコミュニケーションは、リアルのコミュニケーションと同程度に重要であるため、文字でのコミュニケーションの難しさ等について、あらゆる教育活動を通じて啓発、指導していく

(3) 家庭への支援

- ・家庭における、利用時間・場所などのルールづくりやフィルタリングの設定についての指導・援助
- ・学校、家庭、地域を挙げた取組が必要（学校運営協議会や地区生徒指導推進委員会等での協議や取組）
- ・「久喜市中学校版 3つのスマホルール」（久喜市教育委員会・久喜市小中学校校長会・久喜市PTA連合会）の周知